

# 『俱舍論』にみられる二種類の煩惱説

池田練太郎

Vasubandhu (世親, 400-480頃) の著わした *Abhidharmaśabhaṣya* (『俱舍論』, 以下 *AKBh* と略す) は, 古来仏教の煩雜な教理を手際よく纏めた論書として利用されてきた。要するにこの論書は, 仏教の基礎を身につけるための入門書・概説書としての側面がかなり重視されてきたのである。このような傾向は既にインドにおいても認められ<sup>1)</sup>, チベット<sup>2)</sup>, 日本<sup>3)</sup>においては, 一層顯著に認めうる。実際 *AKBh* は, 独自の方向性に基づいてそれまでの教理を整理したという点で, 他の類似の論書とは一線を画するものであるといえる。後世説一切有部 (*Sarvāstivādin*) の完成された法体系を端的に示すものとして注目されてきた, いわゆる「五位七十五法」の説は, その中の白眉ともいえるであろう。

後述するように, この説の骨格は *AKBh* に先立つ論書の中にすでにみられ, その意味で Vasubandhu の独創ではない。しかし *AKBh* ほどこの法体系について明瞭に説き示した論書は他に存在しないのである。それ故, 殊に日本においては, これを「五位七十五法」と呼び慣わして, 仏教術語や仏教教理を学ぶ手掛りとしてきた<sup>4)</sup>。西洋の仏教学の影響の下に開拓された, 明治時代以降の日本の

1) Dignāga 陳邦, (480-540頃) の著わした *Abhidharmaśavṛtti marmapradīpa*, Peking (以下 P. と略す) ed., No. 5596 などは, その分量や内容からみて, すでに学習のためのもののように思われる。

2) チベットにおける *AKBh* の註釈書は極めて数多く存在するが, 一般的にいって, 新しい理解を述べるというより, *AKBh* の教理自体を学ぶ方法として著わされたものが多いようである。ここには klong rdol bla ma (1719-1794) の *Nang rig pa mngon pa'i sde snod kyi don bsdu ba'i ming gi grangs bzhugs so* (『内明, アビダルマ藏義撰名数』), 東大藏外目録 No. 227. (東北 No. 6544) のみを挙げるに止める。cf. 拙稿「チベットにおけるアビダルマ仏教の特色」『東洋学術研究』第21巻第2号, p. 134f.

3) 『七十五法名目』一卷, 大正 No. 2324, 『有宗七十五法記』三卷, 大正 No. 2325。その他, 現在に至るまで *AKBh* についての概説書の類いは夥しい数にのぼる。cf. 『仏書解説大辞典』当該項目。

4) 前註 3) 参照。

近代仏教学においても、このような傾向は継承され、むしろ日本の仏教学を参照することによって、逆にヨーロッパの仏教学にこの説は導入されていったのである<sup>5)</sup>。そして今日では、*AKBh*には有部の法体系の最終的帰結として「五位七十五法」が説かれている、という理解はほとんど疑問視されることなく定着した感がある。

本稿の目的は、*AKBh*に論述される Vasubandhu の主張を見直すことによって、*AKBh*にはいわゆる「七十五法」なるものは全く説かれていないということを確認するとともに、むしろそのような考え方をすることが Vasubandhu の立場を正確に理解する妨げになるということを、*AKBh*にみられる煩惱説の考察を通して提示することにある。

### 1. 「隨眠品」所説の煩惱説

*AKBh*において煩惱法が纏めて説かれている章は、いうまでもなく第五章「隨眠品 (anuśayanirdeśa)」である。この章は、その名称からも知られるように、数多くの煩惱を「隨眠(anuśaya)」の下に統括している。説一切有部系統の論書でも、正統的な有部とされる Kaśmir 系の『発智論 (*Inānaprasthāna*)』等は煩惱法の解説を「結蘊 (saṃyojana-skandha)」において行なっており、各種の煩惱法を統括する語が、有部の内部でも必ずしも定まっていないことを示している。しかしながら、それだからこそ一層、何れの語によって煩惱法を代表させたかということが重要になってくるのである。有部所属の論書の中では、概して煩惱を論ずる章は〈使 (=隨眠) (anuśaya)〉か、あるいは〈結 (saṃyojana)〉によって全体を纏めているといえる。そのことは、この両者が他の数多くの煩惱法と対比した場合、異質の意味合いを有していたことを示すものである。

即ち、〈隨眠〉も〈結〉もそれぞれ個別的な煩惱の法というより、むしろ煩惱法のグループを統括する名称としての意味が強い。〈隨眠〉は比較的時代の下がった有部の論書においては〈煩惱 (kleśa)〉と同義に扱われるが<sup>6)</sup>、その語源とし

5) Otto Rosenberg: *Die Probleme der Buddhistischen Philosophie*, Heidelberg 1924, S. 120-140. Th. Stcherbatsky: *The central conception of Buddhism and the meaning of the word "dharma"*, London 1923, pp. 93-107.

6) “lākṣaṇikas tv abhidharne kleśa evānuśayaśabdaḥ” (*AKBh*, Pradhan ed., p. 278, l. 8).

ての *anu-√śi* (横たわる, 眠る) という語のもつ意味合いは, 特に最初期の煩惱論考察の段階では明瞭に意識されていたと見てよいであろう<sup>7)</sup>。したがって〈隨眠〉の場合, そこに潜在的に働く煩惱としての意味を考慮に入れて理解することは重要なポイントとなるのである。

それに比して〈結〉の語は, *sam-√yuj* という合成語から造られたものであり, 「集まって結合する」語感を有しているわけで, 種々の煩惱が心を結びつけることをいうのである。それ故, 〈隨眠〉と〈結〉とでは煩惱に関するとらえ方が全く異なるということができる。こうした両者の違いは, それを煩惱説を扱う章の題名として用いた場合, 煩惱の代表をどのように見ているか, また煩惱をどのようなものとして把えようとしているかという点で, その論書の著者の立場を示唆していると見ることができるのである。

このような意味から考察するとき, *AKBh* の煩惱を説く章が「隨眠品(*anuśaya-nirdeśa*)」の名称を用いていることは, 予じめ注意されねばならない。実際この章は全体の約3分の2の分量を, 〈九十八隨眠(*aṣṭānavatih anuśayāḥ*)〉を中心とした〈隨眠〉の解説に費している。そして〈隨眠〉が潜在的な意味合いの煩惱であることを前提とし, それと対応するかのように, 後半の部分で, 実際に現われる煩惱である〈隨煩惱(*upakleśa*)〉を登場させ, 解説しているのである。

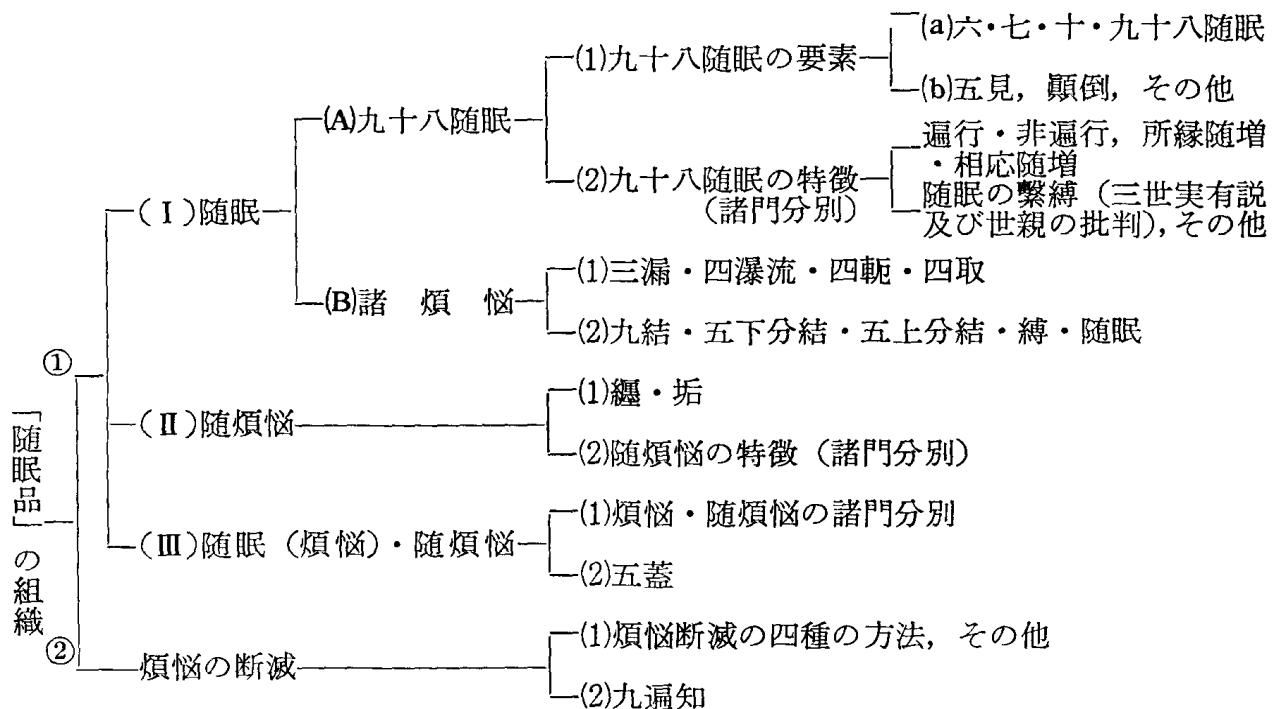
「隨眠品」は章全体が煩惱論を成しているので, その構造を分析することは, そのまま *AKBh* の煩惱論を分析することに他ならない。筆者はその意味からかつて「隨眠品」の組織図を提示したことがあるが<sup>8)</sup>, その後幾分訂正する必要を感じていたのでここに再度掲げ, 簡単な解説を附すことにしたい<sup>9)</sup>。

「隨眠品」の構造は大きく分けて2つの部分から成る。第1は, いわゆる煩惱について論ずる部分①であり, 第2は煩惱の断滅を論ずる部分②である。①は前述の如く, 〈隨眠〉について種々の視点から説く部分(I)と, それに対峙するように〈隨煩惱〉を説く部分(II)とが基本的な骨格を構成しており, それに附随する形で, 〈隨眠(or煩惱)〉と〈隨煩惱〉との両者に跨る論述(III)が置かれて

7) 水野弘元「阿頼耶識思想の発生」『宗教研究』新9-6, p. 140, 櫻部建「九十八隨眠説の成立について」『大谷学報』35-3, pp. 20-21. 参照。

8) 拙稿「『俱舍論』隨眠品における煩惱論の特質」(=拙稿(1)『仏教学』第7号, p. 123.

9) ある程度訂正をほどこした簡略な組織図はすでに発表したことがあるが, それはまだ不十分であったのでもう一度整理して示すことにした。(「『成実論』における煩惱論の構造」(拙稿(2)と略す)『曹洞宗研究員研究生研究紀要』第16号, p. 74)

**ABKh 「隨眠品」の組織図**

いる。したがって(Ⅲ)の部分は、図では(I)及び(Ⅱ)に並列的に示してあるが、実際にはこの部分①はあくまで(I)と(Ⅱ)とを対比的に把握することが重要なのであり、(Ⅲ)の箇所はその締め括りとして両方に関わるテーマを論じているものと思われる<sup>10)</sup>。

さらに、(I)の〈隨眠〉を説く部分は、大別すると、〈九十八隨眠〉を主題としつつ〈隨眠〉に関して様々な角度から考察する部分(A)と、〈隨眠〉の語では直接論じえない各種の煩惱法を扱う部分(B)とから成っているといえる。AKBhではそれらの諸々の煩惱法を、〈隨眠(anuśaya)〉の異名としたり、また〈隨眠〉を区別したものとする解説を附して、すべて〈隨眠〉の中に取り込んでいる<sup>11)</sup>。

〈隨煩惱(upakleśa)〉については2種類に分類し、諸々の〈煩惱(kleśa)〉を同義とするものと、行蘊(saṃskāraskandha)に含まれる染汚の(kliṣṭa)心所

10) 拙稿(1) pp. 125-128.

11) “ete evānuśayāḥ sūtre Bhagavatā traya āsravā uktāḥ kāmāsravo bhavā-sravo’ vidyāsrava iti”, AKBh, p. 306, ll. 1-2.

“ta evānuśayāḥ punaḥ saṃyojona-bandhanānuśayopakleśa-paryavasthāna-bhedenā pañcadhā bhittvoktāḥ”, ibid., p. 309, l. 1.

法であるものを設定する<sup>12)</sup>。これらについては既に論じたことがあるので<sup>13)</sup>ここでは省略するが、要するに *AKBh* の著者は、このような解説を〈隨眠〉(I)と〈隨煩惱〉(II)の真中に置いて、両者の関係が際立つように配慮しているのである。

このような、〈隨眠(or 煩惱)〉と〈隨煩惱〉とを対比させて把える考え方が、〈隨眠(anuśaya)〉と〈纏(paryavasthāna)〉とを対立させて把える大衆部(Mahāsaṃghika)等の主張に通ずるものであることは、容易に察せられる<sup>14)</sup>。*AKBh*は「隨眠品」の中で、「眠っている煩惱が〈隨眠〉といわれ、目覚めた〔煩惱〕が纏〔といわれる〕からである。」("prasupto hi kleśo'nuśaya ucyate. prabuddhah paryavasthānam.")<sup>15)</sup>という明確な主張を提示しているが、この対比がそのまま「隨眠品」の全体構造を形成しているということは、十分に注意されねばならない。

周知の如く、前述のような考え方に基づいて煩惱を扱う章の構成を行なう方法は、必ずしも *AKBh* の著者の独創ではない。しかし、著者世親が *AKBh* 以前の同系統の論書である『阿毘曇心論』『阿毘曇心論経』『雜阿毘曇心論』に比して、論書作成に際し、比較にならぬほど細部にわたってまで構造を緻密にし、問題点を整理すべく配慮しているという事実を考えた場合<sup>16)</sup>、このような構造によって煩惱論を展開しているということは、翻って「根品」所説の煩惱説を考察する場合、極めて重要な意味をもってくるのである。

また、「隨眠品」所説の煩惱説について注意すべきもう一つの点は、それが〈九十八隨眠〉説を中心に展開されているということである。〈九十八隨眠〉は、言うまでもなく、三界(欲・色・無色)と五部(見四諦・修所断)と〈十隨眠〉を掛け合わせて作られるのであるが、その要素になっている三界も五部も、共に禪定

12) upakleśāḥ vaktavyāḥ. tatra ye yāvat kleśā upakleśā api te cittopakleśanāt.  
ye'py anye caitasāḥ kliṣṭāḥ saṃskāraskandhasaṃjñitāḥ /  
kleśebhyas te 'pi upakleśās te tu na kleśasamjñitāḥ // (V. 46a-d)

ye'pi anye kleśebhyāḥ kliṣṭā dharmāḥ saṃskāraskandhasaṃgrhitāś caitasikās ta upakleśās,..... (*AKBh*, p. 312, ll. 4-8)

13) 拙稿(1) pp. 129-132.

14) 『異部宗輪論』大正49, 15c-16a, 16b, 16c-17a。『部執異論』大正49, 21b, etc.

15) *AKBh*, p. 278, l. 19. 玄奘訳, 大正29, 99a, 真諦訳, 大正29, 253a.

16) 木村泰賢『阿毘達磨論の研究』(全集第4卷) 大法輪閣刊, 昭和43年3月, pp. 222-262. 拙稿(1) pp. 119-129. 等参照。

の階梯と深く関連する概念である。即ち、それらを用いて、考案された煩惱論である〈九十八隨眠〉説は、「迷」の状態から「悟」の状態への一貫した方向性によって裏づけられているといえるのである。

以上のことから、〈隨眠品〉で説かれる煩惱説を考察する際には、次の2点に特に留意する必要があることになる。

- (1) 「隨眠品」全体が、〈隨眠〉と〈隨煩惱=纏(垢)〉とを対峙させる構造をもっていること。
- (2) 「隨眠品」における煩惱説の中心をなす〈九十八隨眠〉説は、迷から悟への方向性の中で形成された説であること。(また、いまは述べなかつたが、後述するように、〈九十八隨眠〉は *AKBh* では〈六隨眠〉に基盤を置くことが明記されている)

## 2. 〈五位〉法体系の形成

次に、説一切有部における独創的な教理の一つである、いわゆる〈五位<sup>17)</sup>の法体系、及びそこに含まれる煩惱法の性格について概観しておきたい。<sup>18)</sup>

この体系の萌芽と見られる諸法の配列は、すでに『法蘊足論』にみられるが<sup>19)</sup>、しかしそこでは〈五位〉に相当するそれぞれの名称が、一連のものとして示されるわけではない。

それが『発智論 (Jñānaprasthāna)』の段階では、

諸法念覚支相応。彼法詠法覚支相応耶。答應作四句。有法念相応非詠法。謂詠法覚支。有法詠法相応非念。謂念覚支。有法念相応亦詠法。謂二相応法。有法非念相応亦非詠法。謂余心・心所法・色・無為・心不相応行。如對詠法覚支。對精進・輕安・定・捨・覺支・正精進・正定亦爾<sup>20)</sup>。

17) このことばのサンスクリットにおける比定はいまだなされていないが、便宜上ここで用いることにする。

18) 〈五位〉及び、その心所法等の成立や内容について論じた成果は多いが、幾篇かを挙げておく。和辻哲郎「佛教哲学の最初の展開」『和辻哲郎全集』第5巻、岩波書店、昭和37年3月、esp. pp. 303-430. 桜部建『俱舍論の研究』法藏館、昭和44年3月、esp. pp. 65-93. 西村実則「有部の法体系における煩惱——大煩惱地法考——」(西村論文(1))『大正大学綜合佛教研究所年報』創刊号、pp. 47-66. 「有部の法体系における不善法——大不善地法考——」(西村論文(2))『同』第2号、pp. 37-52. 吉元信行『アビダルマ思想』法藏館、昭和57年3月、pp. 188-229. cf. 後註29)。

19) 『法蘊足論』卷十、大正26, 500c。和辻前掲書、pp. 333-340.

20) 『発智論』卷七、大正26, 952c. 『阿毘曇八犍度論』卷九、大正26, 814a.

(22) 『俱舍論』にみられる二種類の煩惱説（池田）

というように、「心・心所法・色・無為・心不相應行」の形で列挙されている。しかし、前後の文脈からも知られる如く、これは未だ十分な発展を見る以前の段階と見てよい。

上記の『発智論』の本文に対して、その註釈書である『大毘婆沙論 (*Mahāvibhāṣā*)』は、以下のような解説を附している。

諸法念覚支相應。彼法釈法覚支相應耶。乃至廣説。問何故作此論。答為止他宗顯正理故。謂或有執。無實相應諸心心所不俱起故。為遮彼意欲顯相應是實有物故作斯論。（中略）

有法念相應亦釈法。謂二相應法者。謂念釈法覺支俱生。除二自性余相應法。即八大地法。十大善地法。隨地位亦有尋伺等及心。

有法非念相應亦非釈法。謂余心・心所法・色・無為・心不相應行者。謂除無漏心・心所法諸余有漏心・心所法及一切色・無為・心不相應行<sup>21)</sup>。

この『大毘婆沙論』の解説が、前掲の『発智論』よりも進歩した内容を含むのは当然であるが、後世〈五位〉といわれるようになった5つの法の類別の配列順はここでも『発智論』本文のまま踏襲されている。ここで最も注意をひくのは、『婆沙論』の文中に「八大地法・十大善地法」という心所法 (caitasika) の分類及びそれに含まれる法の数が示されていることである。

『発智論』は Kātyāyanīputra (迦多衍尼子) が有部の教理を確立した論書といわれ、それに対して『大毘婆沙論』は有部の教理を集大成した論書といわれるが、少なくとも〈五位〉の法体系についていえば、どちらも十分に発達しているとは言い難い。

ところで、この〈五位〉の法体系が明確な形で初めて示されたのは、『大毘婆沙論』に先立って成立した『品類足論 (*Prakarana-grantha*)』の「弁五事品」においてである。そこには、

有五法。一色・二心・三心所法・四心不相應行・五無為。色云何。謂諸所有色。一切四大種及四大種所造色。……<sup>22)</sup>

という形で〈五位〉が示される。また、この『品類論』と極めて関係の深い『阿毘曇五法行経』には、

有五法行。何等五。一者色・二者意・三者所念・四者別離意行・五者無為。

21) 『大毘婆沙論』卷九七、大正27、499c-500a.

22) 『品類足論』卷一、大正26、692b。『衆事分阿毘曇論』卷一、大正26、627a.

.....<sup>23)</sup>

となっており、何れも後世一般に用いられるようになった、

1. 色 rūpa
2. 心 citta
3. 心所 caitasika
4. 心不相応行 citta-viprayukta-saṃskāra
5. 無為 asaṃskṛta

の配列順によって示されている。

この配列で〈色〉が第一に置かれるのは、有外境論者 (bāhyārtha-vādin) と呼ばれる説一切有部の教理と深い関係があるであろう。外界に存在する法を優位に見、それを把握する心理作用を後位に置くという姿勢が、反映しているように思われる。しかし先に示した『発智論』においては〈心・心所法〉は〈色〉の後に置かれている。それが『発智論』における心法の優位性を直ちに示唆するものか否かは、簡単には断定できない。というのは、『発智論』では〈無為〉の後に〈心不相応行〉が置かれるからである。

もし〈無為〉を列挙するならば、それに対して当然〈有為 (saṃskṛta)〉を考えねばならないが、そうすると有為に属する〈心不相性行〉が、同じく有為法である〈心・心所・色〉と切り離されて、〈無為〉の後に置かれるのは不自然な配列といわざるを得ないからである。その点でも『発智論』に見られる〈五位〉は、やはり不完全な形と見做してよいのではないか。それに比べた場合、『品類足論』「弁五事品」の示す〈五位〉の配置はそうした点の検討をも経ているものと考えられる。

ところが、同じく『品類論』卷六の「弁摂等品」には、「非所纏法云何。謂不染汚心・心所法、及び色・無為・心不相応行」(715c)という一文が見られる。このような文が直ちに〈五位〉の法体系と結びつくか否か速断はできないが、しかし、もしそうであるならば、同じく『品類論』中の章ではあるが、「弁五事品」と「弁摂等品」とは異なる立場で著わされたとも考えられ、各品が別々に流布していたのを『品類論』として一つに纏めたという説<sup>24)</sup>の傍証ともなると思われる。

有部において〈五位〉の体系が確立されるまでにはかなりの時間を要したと思

23) 『阿毘曇五法行經』大正28, 998c. cf. 『薩婆多宗五事論』大正28, 995c.

24) 平川彰『インド仏教史』上巻、春秋社、昭和49年9月、p.179 参照。

(24) 『俱舍論』にみられる二種類の煩惱説（池 田）

われるが、しかし、いずれにしても、この法体系の目指したものは、人間を中心としたあらゆる存在の要素 (dharma) を総合的に取り込んだ、一つの体系を作り上げることであった。そうした中で、今われわれが問題にしている煩惱の心所法も論述せられたのである。

ところで、先に掲げた『大毘婆沙論』の引用文中にも見られたように、〈心所法〉の中にも〈大地法(mahābhūmika)〉や〈大善地法(kuśala-mahābhūmika)〉の如く部類分けがなされているのであるが、このような〈心所〉法自体の考察と、いわゆる〈五位〉の法体系の形成とは、本来別々に成されてきたのではないかと思われる。それを傍証する一例が、以下に掲げる『界身足論』「本事品」冒頭の文書である。

三地各十種 五煩惱五見 五触五根法 六六身相応

有<sub>三</sub>十大地法。十大煩惱地法。十小煩惱地法。五煩惱。五見。五触。五根。五法。六識身。六触身。六受身。六想身。六思身。六愛身。

十大地法云何。一受。二想。三思。四触。五作意。六欲。七勝解。八念。九三摩地。十慧。

十大煩惱地法云何。一不信。二懈怠。三失念。四心乱。五無明。六不正知。七非理作意。八邪勝解。九掉挙。十放逸。

十小煩惱地法云何。一念。二恨。三覆。四惱。五嫉。六慳。七詭。八諂。九憍。十害。

五煩惱云何。一欲貪。二色貪。三無色貪。四瞋。五疑。

五見云何。一有身見。二辺執見。三邪見。四見取。五戒禁取。

五触云何。……<sup>25)</sup>

ここには、確かに心所法としての〈大地法〉(10種), 〈大煩惱地法〉(10種), 〈小煩惱地法〉(10種) が説かれているが、しかしそれらを包括する体系としての〈五位〉に相当する術語乃至概念は、この『界身足論』の中には見出せない。それらを包含する大きな概念は、「十八界・十二處・五蘊」(617b 以下)である。

これと同じ類型の解説が『品類足論』「弁七事品」に見られる。

十八界十二處五蘊五取蘊六界。十大地法。十大善地法。十大煩惱地法。十小煩惱地法。五煩惱。五触。五見。五根。五法。六識身。六触身。六受身。六

---

25) 『界身足論』大正26, 614b.

想身。六思身。六愛身。

十八界云何。（中略）

十大地法云何。謂受・想・思・触・作意・欲・勝解・念・定・慧。

十大善地法云何。謂信・勤・慚・愧・無貪・無瞋・輕安・捨・不放逸・不害。

十大煩惱地法云何。謂不信・懈怠・失念・心亂・無明・不正知・非理作意・邪勝解・掉擧・放逸。

十小煩惱地法云何。謂忿・恨・覆・惱・嫉・慳・詭・諂・憍・害。

五煩惱云何。謂欲貪・色貪・無色貪・瞋・疑。

五触云何（中略）

五見云何。謂有身見・辺執見・邪見・見取・戒禁取。

五根云何。（後略）<sup>26)</sup>

一見して明らかな如く、この「弁七事品」の文は先に示した『界身足論』「本事品」の文を増廣し、新たな要素を加えたものである。〈五位〉法体系の観点からいいうと、〈十大善地法 (kuśala-mahābhūmika)〉が加えられているという点が大きな相違といえる。

このようにして、心所法の分類的な整理は次第に進められたものと考えられるが、この章でも、『界身論』の場合と同様、心所法全体を包括する枠組みとしての〈五位〉の体系については直接には説かれない。同じく『品類論』中の「弁五事品」においては、〈五位〉が明示されているのに、この品(章)で全く関連されていないのである。

逆に「弁五事品」では、〈五位〉相当の5種の部類を示した後、その各部類を詳説して、

心所法云何。謂若法心相應。此復云何。謂受・想・思・触・作意・欲・勝解・念・定・慧・信・勤・尋・伺・放逸・不放逸・善根・不善根・無記根。一切結・縛・隨眠・隨煩惱・纏・諸所有智・諸所有見。諸所有現觀。復有二所余如レ是類法-与レ心相應。總名ニ心所法-<sup>27)</sup>。

と述べている。しかるにこれは、極めて未整理な状態の諸法の羅列であり、前に掲げた「弁七事品」の心所法の部類分けとは全く異質のものである。こうした点からも、「弁五事品」と「弁七事品」が別々に成立し、それぞれ異った観点から

26) 『品類足論』卷二、大正26、698b-c. 『衆事分阿毘曇論』卷二、大正26、634a-b.

27) 『品類足論』卷一、大正26、692b-c. 『衆事分阿毘曇論』卷一、大正26、627a.

(26) 『俱舍論』にみられる二種類の煩惱説（池田）

主張を展開していたことが、先に示した「弁五事品」と「弁撰等品」の場合と同様に知られるのである。

しかし、それはともかく、〈五位〉という枠組みと、〈心所法〉における〈大地〉〈大煩惱地〉〈小煩惱地〉等の部類分けが、全く別々に形成されていったことは、以上の点からも知ることができる。むしろそれは〈十八界・十二処・五蘊〉という枠組みの中で考案されてきたと考えられる。

しかしながら、〈大地〉等の *bhūmi* (地) による分類が、〈十八界〉等の中で作られたとしても、またそれが後に〈五位〉の体系に取り入れられたとしても、そこにおける心所法の分類は、本来人間の心理作用を分析する目的で行なわれたものであることに相違ない。即ち、〈五位〉の体系が人間存在のトータルな要素を分類整理する過程で形成されたのと同様に、この心所法の分類も何ら「転迷開悟」的な方向性を有するものではないといえる。したがって、〈五位〉体系の中で示される煩惱法も、少なくとも *bhūmi* による枠組みの中に置かれたときは、悟りに向かう直接的な方向性を失なっていると見てよいであろう。そこでは、それぞれの煩惱法は、修行を妨げる不善の心理作用分析の結果得られた、一つの心理状態を示すものとして位置せられているといえる。

個々の煩惱法の内容や、*bhūmi* による心所法の部類分けの詳細を検討するのが本稿の目的ではないので、それらについてはここでは触れない。しかし、『品類足論』『大毘婆沙論』の段階及び『心論』『心論経』『雜心論』の段階を経て、*AKBh* がその最終的な結論を提示したということは疑いないが、そうした中でこの体系に含まれる要素 (*dharma*) の数や、その部類分けにいかに変化が見られようとも、前述のようなこの体系の成立の目的には本質的な変遷は起らなかったと考えてよいであろう。したがってまた、そこに取り込まれている各煩惱法についても、そのような枠組みの中に位置するものとして理解されるべきである。それ故に、この「根品」に示される〈五位〉体系中の煩惱に関する所説は、前節で検討した「隨眠品」所説の煩惱説とは、本質的に相違するものなのである<sup>28)</sup>。

### 3. *AKBh* における不定法の設定について

『品類足論』は各品（章）が別個に成立し、後にそれが纏められた可能性があ

---

28) 西村論文(1) p.49 参照。

り<sup>29)</sup>、恐らくそうした事情を反映して、それぞれの品の間には殆ど連續性が見出せない。また、*AKBh* 述作の先駆をなしたとされる『阿毘曇心論』『心論經』『雜阿毘曇心論』の三書は、その論書の構成や、内容の点からみて、未だ全体を充分に整理し、内容を有機的に連絡させ合うまでに至っていない。ところが *AKBh* は、それらの論書に比べると、論書の構造の点でも、各章の内部の構成の点でも、また各章ごとの連絡の上でも比較にならぬほど細心の注意を払って作成されている。このことは従来の研究によって、明らかにされてきた<sup>30)</sup>。

ところで、こうした意識のもとに著わされた *AKBh* の中で、先に述べた「隨眠品」所説の煩惱説と全く質的に異なる〈五位〉の法体系中の煩惱説を、著者 Vasubandhu はどのように扱おうとしたのであろうか。

〔先に〕心所 (caittāḥ) といわれたが、その心所とは何か。

大地(mahābhūmi) 等の区別によって、心所は 5 種である。(II.23 cd)  
心所は 5 種類である。〔即ち〕 大地 (mahābhūmikāḥ)・大善地 (kuśalama-hābhūmikāḥ)・大煩惱地 (kleśamahābhūmikāḥ)・大不善地 (akuśalama-hābhūmikāḥ)・小煩惱大地 (parittakleśamahābhūmikāḥ) である<sup>31)</sup>。

これは *AKBh* が〈五位〉の解説の中で心所法を扱おうとする導入の箇所である。ここに「心所は 5 種」と明記される。そして以下に個々の法の説明がなされる。それらの各類 (bhūmi) に属する諸法については、それまでの〈大煩惱地〉に属する諸法が、例えば『品類足論』や『大毘婆沙論』で 10 種であったのを 6 種にしたり、また法自体の出入りも認められる。しかしそれらはやはり Vasubandhu 一流の整理の仕方として説明がつくものである。しかるに、この箇所の心所法を考察する上で最も重大な問題を提示し、かつ疑問な点を残すのは何といっても〈不定〉 (aniyatāḥ) の心所法の設定であるといえる。それは *AKBh* に至って初めて設けられた分類の仕方である。即ち、上記の 5 つの部類 (prakāra, = ここでは bhūmi) に属する各法の解説が終わったところで、*AKBh* は、

これら 5 種類の心所が説かれた。またその他の不定 [の心所] (aniyatāḥ) も

29) 前註24) 参照。

30) 前註16) 参照。〈不定法〉については、拙稿「不定法 (aniyatā dharmāḥ) の概念」(拙稿(3)『印度学仏教学研究』28巻2号, pp. 207-211 参照。また〈不定〉を含む *AKBh* の心所法については、鈴木宗忠「俱舍論の心所説に関する研究」『宗教研究』新 8-3, pp. 133-155. 『同』新 8-4, pp. 229-252 参照。

31) *AKBh*, p. 54, II.11-14: 玄奘訳, 卷四, 19a: 真諦訳, 卷三, 178b.

存在する。[即ちそれらは] 尋 (vitarka)・伺 (vicāra)・惡作 (kaukṛtya)・睡眠 (middha) など (ādayah) である<sup>32)</sup>。

という一文を記して心所法各法の解説を締め括っている。筆者はまさにこの文章の中に、*AKBh* の著者 Vasubandhu の煩惱論を解く鍵が隠されていると考える。

従来の「七十五法」という数は、〈有為法〉(saṃskṛtā dharmāḥ) が72種、〈無為法〉(asam̄skṛtā dharmāḥ) が3種であり、その有為法のうち、〈色〉(rūpāṇī) が11種、〈心〉(citta) が1種、〈心所法〉(caitasikā dharmāḥ) が46種、〈心不相應行法〉(cittaviprayuktā saṃskārā dharmāḥ) が14種とする考え方である。このうち心所法の46種は、〈大地法〉10種、〈大善地法〉10種、〈大煩惱地法〉6種、〈大不善地法〉2種、〈小煩惱地法〉10種、そして〈不定法〉が8種である。いまは〈不定法〉を問題にしているのであるが、以下に煩惱に関する心所法を一応列挙しておくことにする。

#### kleśamahābhūmikā dharmāḥ 大煩惱地法

1. moha (avidyā) 無明
2. pramāda 放逸
3. kauśidya 懈怠
4. āśraddhya 不信
5. styāna 憎沈
6. audhatya 掉挙

#### akuśalamahābhūmikā dharmāḥ 大不善地法

1. āhrikya 無慚
2. anapatrāpya 無愧

#### parīttakleśabhūmikā dharmāḥ 小煩惱地法

1. krodha 怨
2. upanāha 恨
3. sāṭhya 証
4. īrṣyā 嫉

32) *AKBh*, p.57, l.8. 「如是已說五品心所。復有此余不定心所。惡作・睡眠・尋・伺等法。」(玄奘訳、大正29、20a)。「說五品心法已。有余心法不定。謂、覺・觀・惡作・睡等。」(真諦訳、大正29、179a)。

5. pradāsa	惱
6. mrakṣa	覆
7. mātsarya	慳
8. māyā	幻
9. mada	憍
10. vihimṣā	害
aniyatā dharmāḥ 不定法	
1. kaukrtya	惡作
2. middha	睡眠
3. vitarka	尋
4. vicāra	伺
5. rāga	貪
6. pratigha	瞋
7. māna	慢
8. vicikitsā	疑

要するに先に掲げた *AKBh* 本文の「など (ādayah)」の箇所に「貪・瞋・慢・疑」の 4 種の法を当てて、〈不定法〉を全部で 8 種類と解することによって「七十五法」は成り立つのである。〈不定法〉に関するこのような伝統的な解釈は、中国・日本においては、普光の『俱舍論記』に示される、

……此即總結頭=余不定=。不レ入=五地=名為=不定=。不レ定=所依=名=不定地=。  
不定地家法名=不定地法=。等 (ādayah) 者。等=取貪・瞋・慢・疑=。……<sup>33)</sup>  
という説に拠るものであろう。また、チベット仏教においても同様に、〈不定 (ma nges pa)〉の法に「貪・瞋・慢・疑」の 4 法を加えて 8 種とする説が受け入れられている<sup>34)</sup>。これは恐らく、Pūrvavardhana(満増)による *AKBh* の註釈

33) 『俱舍論記』卷四、大正41、78b。また宝疏にも、「已下第六明=不定=也。言=不定=者謂不=定入=余五地=故。故言=不定=。惡作・睡眠・尋・伺等法者。此挙=四法=等余貪・瞋・慢・疑。」(『俱舍論疏』卷四、大正41、530c) というように同様の説を示している。

34) 拙稿「チベットにおける〈五位〉説——Sa paṇ 著 gShuṇ lugs legs par bśad pa を通して——」『駒沢女子短期大学研究紀要』第14号、pp. 5-6。ただし、この書についてはその後 Sa paṇ の著作でないとする有力な論証が発表されている。もっとも、この書が Sa skya 派の伝承の中にあることは変わりない。David P. Jackson: Two grub mtha' treatises of Sa-skya pandita — one lost and one forged, *The Tibet Journal*, 10(1983) No. 1, pp. 3-13. なお、この論文の所在は、本学の松本史朗講師より御教示を頂いた。記して謝意を表します。

(30) 『俱舍論』にみられる二種類の煩惱説（池 田）

書 *Abhidharmakośatīkālakṣaṇānusārīnī*（以下 *AKTL* と略す）の説に大きな影響を受けたのではないかと思われる。チベットにおける *AKBh* の読解には、この *AKTL* と Yaśomittra（称友）の *Abhidharmakośatīkā* (or *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā*, 以下 *AKV* と略す) がよく用いられるが、そのうちで〈不定法〉を 8 種とする説を支持するのは前者だからである。

*AKTL* には、

(\*……心所 (sems las byung ba) はそれら 5 種のみに決定されているのではない。それでは何かというと、「他の不定 (ma nges pa) [の心所法] も存在するのである」。それらは何かというならば、それ故に「尋 (rtog pa) と伺 (dpyod pa) と惡作 ('gyod pa) と睡眠 (gnyid) などといわれるもの」を説くのである。「などといわれるもの (sogs pa zhes bya ba)」の語は、貪 ('dod chags) と瞋 (khong khro) と慢 (nga rgyal) と疑 (the tshom) をいうのである……\*)。ここに説かれた、「尋・伺・惡作・睡眠・瞋・貪著・慢・疑といわれる八種は〈不定〉と述べられるのである」ということは要約の偈 (bsdu ba'i tshigs) に説かれるのであって、……<sup>35)</sup>

と述べられている。この引用文中 \* 印を付した部分は、Sthiramati（安慧, 510-570頃）の *Abhidharmakośabhāṣyatīkātattvārthā* (*AKTT* と略す) にそのまま見られる<sup>36)</sup>。さらに以下に引用する *AKV* の文からも知られるように、ここに示された「要約の偈 (samgraha-sloka)」の作者は Vasumitra（世友）とされ、これらの注釈者は〈不定〉心所の「など (ādayah)」の語に貪・瞋・慢・疑の 4 法を含めて 8 種とする説を主張していたことが分かるのである。これに対し、Yaśomittra は以下のような意見を述べている。

「またその他の不定 [の心所] も」というのは、あるときは善の (kuśala) 心に、あるときは不善の (akuśala) 心に、あるときは無記の (avyākṛta) 心に起るものである。「睡眠など」というのは、「など」の語によって、不快 (arati)・あくび (vijṛmbhikā)・倦怠 (tandri)・食不平等性 (bhakte 'samatā) などの隨煩惱 (upaklesāḥ) と、及び貪 (rāga) などの煩惱 (kleśāḥ) も不定性によって (anyatatvena) 含まれるのである。というのは、これらの貪など [の心所法] は、[大地法等の] 5 つの部類のうちのどれか一つに定

35) *AKTL*, P. ed., No. 5594, Ju 164a5-8.

36) *AKTT*, P. ed., No. 5875, To 224b4-6.

まっていること (niyatā) がないからである。(中略)

これについて、アーチャーリヤ Vasumitra は要約の偈 (samgraha-śloka) を説いている。

尋と伺と惡作と睡眠と瞋と貪著 (sakti) と慢と・疑との 8 つは不定 (aniyatāḥ) であると伝えられた。

と。だが我々は、この〈八不定〉説 (aṣṭāniyama-vacana) を了解しない。どうして見 (dṛṣṭi) なども不定としないのか。というのは、瞋と結合している (sapratigha) 心や、あるいは疑と結合している (savicikitsā) 心には邪見 (mithyā-dṛṣṭi) は起らないからである。(後略)<sup>37)</sup>

インド撰述の *AKBh* の註釈書で「など (ādayah)」の内容について触れているもののうち、不定の心所法を 8 種以上に規定するのは、この *AKV* のみであろう。Yaśomittra は、善・不善・無記の三性によって正確に分類できず、〈大地法〉等の 5 種の部類のいずれとも決められない数多くの心所法を、〈不定〉の心所にすべて含めようとする立場である。

それでは、*AKBh* の著者 Vasubandhu は、ādi の語に何を含めたのであるか。これについてはすでに桜部博士が、有部の法体系の成立を考察して、従来の伝統的な解釈に変更を加える必要はないという結論を出しておられる<sup>38)</sup>。筆者もまた、ādi の語には「貪・瞋・慢・疑」の 4 法が含まれると考える。それは、桜部博士のいわれるよう、これらの 4 種の法が *AKBh* 以前の有部の論書において、法の体系化の過程で何らかの形で扱われてきたのに対し、*AKV* に示される「不快、あくび……」の諸法は特殊なものであるから<sup>39)</sup>、という理由の外に、*AKBh* 自体が、心所法の分類的な説明を行なった直後に、まさにこの 4 つの法を 1 つのグループとして、それと心所法との相応の問題を論じているからである<sup>40)</sup>。原始仏教以来頻繁に説かれてきた重要な法を、Vasubandhu が失念するはずはないと思われる。

ところで、もし〈不定〉の心所として「貪・瞋・慢・疑」の 4 法が含まれることが確かなことであるとするならば、*AKBh* の著者は、どういう理由でそれら

37) *AKV*, Wogihara ed., I. p. 132, II. 13-24.

38) 桜部前掲書 pp. 79-85.

39) cf. 『法蘊足論』卷九, 大正26, 494c。

40) *AKBh*, p. 58, II. 10-11. cf. 拙稿(3) p. 210.

の4つの重要な法を明記しなかったのか、それが説明されなければならぬ。Vasubandhu は *AKBh* を著わすに際し、その構成についても、また解説の内容についても極めて細部にわたってまで注意を払っているのである。それまでの論書になかった〈不定〉などという心所の分類を、わざわざ設定しておきながら、なぜ「貪・瞋・慢・疑」という重要な煩惱法を記述しなかったのであろうか。

しかも、〈大地・大善地・大煩惱地・大不善地・小煩惱地〉に該当する諸法は、*Kārikā* と *Bhāṣya* の両方において列挙されているのに、それに対して、〈不定〉については、すべての心所法の解説が終わった後に *Bhāṣya* の中で附隨的に述べただけであり、さらに上述の4つの法は、その *Bhāṣya* の中においてさえ、「尋・伺・惡作・睡眠」が列挙された後、「など」として名称すら示されないのである<sup>41)</sup>。そこには、Vasubandhu の何らかの意図が働いていたとしか思えない。

ところで、本稿の最初に述べた「隨眠品」所説の煩惱説についてもう一度考えてみたい。そこで論じられる主要な煩惱説は〈九十八隨眠〉説である。この説が作られる3種の主要な要素は、〈三界〉と〈五部〉と〈十隨眠〉であるが、その中で最も基本となるのは〈十隨眠〉である。なぜならば、それらは煩惱の要素だから。そしてこの〈十隨眠〉の元になっているのが、〈七隨眠〉（欲貪 *kāmarāga-anuśaya*, 瞋 *pratigha-a.*, 見 *dr̥ṣṭi-a.*, 疑 *vicikitsā-a.*, 慢 *māna-a.*, 有貪 *bhavarāga-a.*, 無明 *avidyā-a.*）であり、さらに *AKBh* ではこのうちの欲貪と有貪の2つを一つの「貪隨眠」(*rāga-anuśaya*)としてまとめた〈六隨眠〉を基礎として、〈九十八隨眠〉説を開拓するのである<sup>42)</sup>。

この〈六隨眠〉である「貪・瞋・慢・無明・見・疑」の中から無明と見とを除くと、〈不定〉の心所の設定の際、「など (ādayah)」として明示されなかったと思われる「貪・瞋・慢・疑」の4法に一致する。この事実は、到底偶然の成せる業とは見做し難い。即ち、Vasubandhu は、「根品」所説の〈五位〉体系中の心所法における煩惱説と、「隨眠品」所説の〈六隨眠〉に基づく煩惱説の混同を意図的に避けようとしているのである。さらに言えば、この時点で彼は煩惱論に関して、*AKBh* で示したものと全く異なる別の vision をもっていたのではない

41) *AKBh* の *Bhāṣya* と *Kārikā* の成立については古来議論があるが、その経過如何の問題を除外したとしても、やはり *Kārikā* に説かれる内容に重きを置くことは当然に思われる。

42) *AKBh*, p. 277, ll. 3-13. cf. 拙稿(1) pp. 132-134.

かと思われる。

Vasubandhu が *AKBh* 以後に著わしたと考えられる *Pañcaskandhaprakarana* (『大乗五蘊論』以下 *PSP*) においても、やはり〈不(決)定〉の心所法は説かれる<sup>43)</sup>。しかしそこでは、*AKBh* と同じ「悪作・睡眠・尋・伺」の4法が列挙されるのみで、ādi に相当する語は見られない。そして、その代わりに、やはり *AKBh* 「隨眠品」で最も基礎とされた煩惱群である〈六隨眠〉と全く同じ内容の、「貪・瞋・慢・無明・見・疑」の〈六煩惱〉が主要な煩惱法として立てられている。

*PSP* における煩惱説の骨格は極めて明瞭である。それは、前述の根本的な6種の〈煩惱 (kleśa)〉と20種のそれに附隨して生ずる〈隨煩惱 (upakleśa)〉とによって煩惱法全体を把えようとするものである。〈不定〉の心所は、まさに「不定」の諸法に限定されていることになる。

この〈煩惱〉と〈隨煩惱〉とによって煩惱論を構成しようとする考え方が、先にみた「隨眠品」の構造そのものを形造っていた、〈隨眠〉と〈纏=隨煩惱〉による煩惱説と軌を一にするものであることは論を俟たない。また我々はここで、*AKBh* に先立って著わされていたと考えられる Asaṅga (無著, 395-470項) の *Abhidharmasamuccaya* (『阿毘達磨集論<sup>44)</sup>』以下 *AS*) や *Yogacārabhūmi* (瑜伽師地論<sup>45)</sup> 以下 *YBh*) に見られる煩惱説、さらには『成実論』に見られる煩惱説<sup>46)</sup>を想起してみる必要がある。そこには *PSP* のような整然とした組織は示されていないが、6種類の根本的な〈煩惱〉と二次的な〈隨煩惱〉とによって煩惱

43) *PSP*, P. ed., No. 5560, Si 13b7-14a2. 玄奘訳, 大正31, 848b7-850a23.

44) .....rāgaḥ pratigho māno' vidyā vicikitsā satkāyadṛṣṭir antagrāhadṛṣṭir dṛṣṭiparāmarśah śilavrataparāmarśo mithyādṛṣṭih krodha upanāho mrakṣah pradāśa īrṣyā mātsaryam māyā śāthyam mado vihimsā āhrikyam anapatrāpyam styānam audhatyam āśraddhyam kausidyam pramādo muśitasmr̥titā 'samprajanyaṁ vikṣepo middham kaukr̥tyam vitarko vicāraś ca /, Abhidharmasamuccaya, Gokhale ed., p. 15, ll. 13-16. cf. p. 32, ll. 6-7.

.....貪・瞋・慢・無明・見・辯執見・見取・戒禁取・邪見・忿・恨・覆・惱・嫉・慳・誑・諂・憍・害・無慚・無愧・惛沈・掉擧・不信・懈怠・放逸・忘念・不正知・散乱・睡眠・惡作・尋・伺。(『大乗阿毘達磨集論』卷一, 大正31, 664a. cf. 卷四, 676a)

45) *Yogacārabhūmi*, P. ed., No. 5539, Zi 65b1-2, 玄奘訳『瑜伽師地論』卷五五, 大正30, 603a, etc.

46) 拙稿(2)参照。

(34) 『俱舍論』にみられる二種類の煩惱説（池田）

論を構成する姿勢は、はっきりと顕われているのである。

*AKBh* にみられる二種類の煩惱説について考える場合にも、我々は *Vasubandhu* が、その時点ですでに、*AS* や *YBh* の存在を知っていたのではないかということを考慮に入れてかからねばならない<sup>47)</sup>。*AKBh* において説一切有部の教理を論述している *Vasubandhu* にとって、二種類の全く系統の異なる煩惱説を、一つの理念によって纏めようとする意志が働いていたとすれば、ādi の語によって「貪・瞋・慢・疑」の諸法を明示しないという記述方法は、むしろぎりぎりのところでの意思表示ではなかったかと思われる。そうした彼の姿勢を汲むならば、安易に *AKBh* に「五位七十五法」が説かれている如く伝承することは、慎しまねばならないであろう。〈不定〉の心所に「貪・瞋・慢・疑」の4法を含める説は、*AKBh* はもとより、その影響によって成立した初期の論書である『順正理論』『顕宗論』<sup>48)</sup>、及び *Dignāga* の註釈<sup>49)</sup>などにはみられず、それよりやや後に著わされた諸註釈書において説かれるのである。

47) *AKBh* に瑜伽行派の影響がみられるという点について、最近研究の進歩がめざましい。最も新しい成果の一例を挙げておく。袴谷憲昭「Pūrvācārya 考」『印度学仏教学研究』第34卷2号、pp.866-859。

48) 『順正理論』卷十一、大正29、329a15-17。『顕宗論』卷六、大正29、800c24-27、cf. P. ed., No.5592, Nu 134b8-135a1)

49) P. ed., No.5596, Thu 168b.